

香芝市訓令甲第9号

各 部 課
各出先機関

香芝市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年9月30日

香芝市長 福岡 憲宏

香芝市事務決裁規程の一部を改正する訓令

香芝市事務決裁規程（平成5年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第25条の3の次に次の1条を加える。

（保育課長の専決事項）

第25条の4 保育課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 保育料の納入通知書の発行に関する事。

第38条第1項に次の3号を加える。

(20) 保育所及び認定こども園における乳幼児の健康診断の実施に関する事。

(21) 定例的な保育上の指導助言に関する事。

(22) 保育所及び認定こども園の職員の軽易な研修に関する事。

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。